



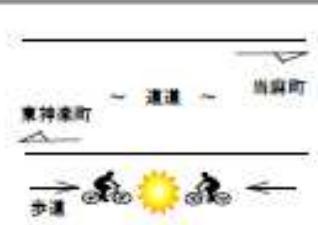
自転車同士の死亡事故発生!

● 日時

9月15日(月)午後6時ころ

● 状況

旭川市内の道道において、歩道を走行していた自転車同士が正面衝突し、一方の女性が死亡、もう一方の男性が重傷を負ったもの。



<自転車は車両の仲間です!>

自転車は、子供から高齢者まで日常の交通手段として、通勤、通学、買い物などのほか、スポーツなどで幅広く利用されている乗り物です。

道路交通法上では、自転車も「車」や「バイク」と同じ「車両」の仲間であり、自転車を運転して交通事故を起こし、怪我を負わせた場合は、刑事責任（懲役や罰金）や民事責任（被害者への賠償責任）といった社会的責任が問われます。

自転車はルールを守って安全に!

<自転車を運転する方へ>

～自転車安全利用五則～

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用